

放課後児童クラブの利用について

<利用できる児童>

小学校に就学している児童（1～6年生）で、保護者が労働等により家庭における保育が困難であるため、放課後児童健全育成事業における支援の必要性がある者です。

<利用できる放課後児童クラブ>

利用できる放課後児童クラブは、通学している学区内に開設されているクラブです。

<放課後児童クラブの利用決定>

放課後児童クラブを利用決定は、保護者から提出された支援の必要性を確認する書類に基づき、下表に示された支援を必要とする事由に該当するか否かを各クラブにおいて判断し、そのクラブが利用の決定をします。

通年・長期休暇等利用の場合

◆支援の必要性の確認

各クラブにおいて、事前に、児童が「放課後児童健全育成事業における支援の必要性があるかどうか」を下表に基づき確認し、入所決定することになります。

支援を必要とする事由	内 容
(1)就労等	児童の保護者が家庭の内外で仕事をするにより、その児童の保育ができない場合 就労等の理由で、既に放課後児童クラブを利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合（育児休業事由での新規入所はできません）
(2)妊娠・出産	児童の保護者が出産前後期間中のため、その児童の保育ができない場合 ※「出産前後期間中」：出産予定日前8週に当たる日から出産日後8週に当たる日までの間
(3)疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合
(4)介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護、看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
(5)就学	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合
(6)その他、保護者が児童を保育できない特別な理由がある場合	上のほか、上の支援の必要性に類するものとして、保護者が児童を保育できない特別な理由がある場合

【利用申込みをした児童全員から徴する「支援の必要性を確認できる書類」について】

利用申込みをする際、各クラブにおいて支援の必要性を確認するため、各児童の保護者から「支援の必要性を確認できる書類（就労証明書、診断書等）」を提出していただきます。

支援の必要性を確認する書類

支援を必要とする事由	添付書類	備 考
(1) 就労等	【会社等にお勤めの方】 就労証明書（市様式）	※同居の祖父母の就労証明書は必要ありませんが、祖父母が児童の保護者となっている場合は提出が必要です。 市様式の「就労（予定）証明書」に勤務先で記入してもらい、クラブに提出してください。 ※ <u>契約期間がある場合は、契約期間ごとに就労証明書を提出してください。</u>
	【自営業・農業】 ①就労証明書（市様式：様式は上記と同じ） ②就労証明書月日時点で最新の年分の税書類	①就労証明書については、経営者本人の場合はご自身で就労時間等を記入してください。 ②確定申告書か市税申告書または源泉徴収票の写し <u>（就労証明書月日時点で最新の年分を提出してください）</u>
(2) 妊娠・出産	母子健康手帳の写し	出産予定日が書いてあるところをコピーしてください。
(3) 疾病・障がい	診断書（市様式）	市様式の「診断書」に通院している病院で記入してもらい、提出してください。
(4) 介護等	診断書（市様式）など	市様式の「診断書」か、介護保険被保険者証の写し、又は介護保険資格者証の写し
(5) 就学	「在学証明書」及び「授業日数や時間・期間が分かるものの写し」	職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類（コピー可）を添付してください。
(6) その他、保護者が児童を保育できない特別な理由がある場合	当該理由が確認できる書類	児童を保育できない状況がわかるような各種証明書類

※診断書、在学証明書等の証明書は、証明書発行先で有料となる場合がありますのでご注意ください。

一時的な預かりの場合

一時的にその児童の保育ができないため、放課後児童健全育成事業における支援の必要性がある児童について、一時的に預かりを行います。

一時的な預かり	保護者の一時的な通院、一時的な家族の通院付添い、学校行事等への出席、就職面接、冠婚葬祭のため、一時的にその児童の保育ができない場合
---------	---

支援を必要とする事由	添付書類
保護者の一時的な通院	診察予約票の写し、領収書の写し、診断書等
一時的な家族の通院付添い	診察予約票の写し、領収書の写し、診断書等
学校行事等の出席	学校から出された案内文書の写し等
就職面接	面接通知の写し等
冠婚葬祭	案内文書の写し等